

新潟県条例第51号

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活指導等)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(生活指導等)</p> <p><b>第28条</b> 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第23条（第2項<u>及び第6項</u>を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p><b>第29条</b> 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(生活指導等)</p> <p><b>第23条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(生活指導等)</p> <p><b>第28条</b> 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第23条（第2項を除く。）の規定を準用する。</p> <p>(作業指導)</p> <p><b>第29条</b> 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。